

旅館業に関する規制について

平成27年8月7日
厚生労働省健康局

1. 旅館業の種別

ホテル営業

- ・ 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

旅館営業

- ・ 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

簡易宿所営業

- ・ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

下宿営業

- ・ 施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

2. 旅館業の定義

旅館業法（昭和23年法律第138号）において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされ、「宿泊」とは「寝具を使用して施設（ホテル、旅館等）を利用すること」とされている。

※ 「営業」とは、施設の提供が、「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断している。

※ 「人を宿泊させる営業」とは、アパート等の貸室業との関連でみると、

- ① 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。
- ② 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。

の2点に該当するか否かで判断している。

（注）「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は、旅館業法の適用を受けない。

3. 旅館業法上の主な規制内容

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
名簿	氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。	同左	同左
客室数	客室の数は、10室以上であること。	客室の数は、5室以上であること。	—
客室床面積	洋式の構造設備による客室の床面積は、9平方メートル以上であること。	和式の構造設備による客室の床面積は、7平方メートル以上であること。	客室の延床面積は、33平方メートル以上であること。(注)
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接到する設備を有すること。	同左	—
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	同左	同左
入浴設備	宿泊者の需要を満たすことのできる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないこと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことのできる適当な規模の入浴設備を有すること。	同左
その他	都道府県（保健所を設置する市又は特別区）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。	同左	同左

(注) 農林漁業者が「農林漁業体験民宿業」を営む場合は適用除外。

※ 都道府県知事等には、報告徴収、立入検査、改善命令、営業の停止、許可取消権限

4. 規制改革実施計画

※ 規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）より抜粋

5 地域活性化分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点における以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

(2) 個別措置事項

③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
16	小規模宿泊業のための規制緩和②（農林漁家民宿の対象範囲の拡大）	体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。	平成27年度 検討・結論・ 措置	厚生労働省

5. 御提案に対する考え方

【管理番号：5】

○提案のポイント
移住等を希望する者に対して、売買契約等に至るまでの間、事前の宿泊等を行う場合を旅館業法の適用除外とすること。

○提案に対する考え方
「不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であることの確認が必要。

【管理番号：204】

○提案のポイント
宿泊料を徴収する営業形態であっても旅館業法の適用除外とすること。

○提案に対する考え方
農家が宿泊料を受けて事業を実施するのであれば、営業許可を受け
る必要がある。

【管理番号：269】

○提案のポイント

農林漁業者以外の者が「農林漁業体験民宿業」を行う場合も旅館業法施行規則に基づき特例措置を適用すること。

○提案に対する考え方

規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）に基づき、検討予定。